

欧米競争政策の動向のポイント

2024年3月29日 No.46

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 共謀事件

- (1) オクラホマ州の交通建設請負業者らに対する継続中の捜査で、4名が入札談合などへの関与を認める(2024年2月27日)

2 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、スーパーマーケット大手クローガーによる同業アルバートソنزの買収の阻止を求めて審判手続を開付(2024年2月26日)

II 欧州競争法(政策)

1 買収事件

- (1) 欧州委員会、Novozymes と Chr. Hansen の合併を条件付承認(2023年12月12日)
- (2) 欧州委員会、大韓航空によるアジアナ航空の買収を条件付承認(2024年2月13日)

2 支配的地位の濫用事件

- (1) 欧州委員会、Renfe の提案したスペインにおけるオンライン発券部門への競争導入を柱とする確約を受け入れ(2024年1月17日)
- (2) 欧州委員会、音楽ストリーミングプロバイダーとの濫用的な App Store 規約を理由に Apple に 18 億ユーロ超の制裁金を賦課(2024年3月4日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、共謀事件1件と企業結合事件1件を取り上げる。

共謀事件は、オクラホマ州の交通建設請負業者4社それぞれの現職・元所有者・幹部1名ずつが同州各地で行われた砂防下請工事のそれぞれに係る入札で、談合をしていたとの嫌疑で有罪を認めた事件である。本件有罪答弁は共謀調達対策チームによる捜査の成果物であり、談合によって影響を受けた工事案件には1億ドル以上の公的資金が拠出された。

企業結合事案は、スーパーマーケット大手クローガーによる同業アルバートソンズの246億ドルに上る買収案の実行阻止を求め、連邦取引委員会が審判開始決定書を送付した事例である。本件買収計画は米国史上最大級のスーパーマーケット合併・買収案であり、本件では消費者向け食料品価格が上昇するのみならず、食料品店従業員にも悪影響がもたらされるおそれがあるとの主張が展開されている。

1 取引制限行為事件

(1) オクラホマ州の交通建設請負業者らに対する継続中の捜査で、4名が入札談合などへの関与を認める(2024年2月27日)¹

オクラホマ州全域にわたる交通建設工事案件のそれぞれの請負契約の獲得を狙った共謀の一環として、砂防会社4社の現職又は元職の所有者及び/又は幹部1名ずつが、入札談合と価格カルテルに関与したことを認める有罪答弁を行った。これらの案件では総額1億ドル(約150億円、1ドル=150円)以上の公的資金が拠出された。

砂防会社の所有者であるスタンリー・マーク・スミスは本日(2024年2月27日)、本件では四社目の会社の所有者・幹部として有罪を認めた。他の砂防会社の元所有者兼幹部であるロイ・ヘンリー・ハインリッヒは2023年12月4日、本件では三社目の会社の所有者・幹部として有罪を認めた。また別の砂防会社の所有者兼幹部であるライアン・アシュリー・サリバンはそれ以前の2023年11月6日に有罪の答弁を行った。さらに別の砂防会社の元運営マネージャーであるジェームズ・トラビス・フィーゼルは2023年9月26日、有罪の答弁を行った。

オクラホマ州西部地区連邦地裁のオクラホマシティ本庁舎に提出された法廷文書によると、スミス氏とハインリッヒ氏、サリバン氏、フィーゼル氏は他者と共謀して、砂防商品の供給と工事契約案件に関して入札談合と価格カルテル、地域割当を行っていた。2017年から、スミス氏とハインリッヒ氏、サリバン氏、フィーゼル氏及び他の共謀者らは、オクラホマ州全域の至るところで価格を引き上げ、また地域を割り当てることに合意していた。この犯罪的共謀の一環として、彼らは意図的に高値で札を頻繁に入れたり、入札への参加をししばしば完全に辞退し

¹ Press Release, Department of Justice, Four Individuals Plead Guilty to Bid Rigging and Price Fixing in Ongoing Investigation of Oklahoma Transportation Construction Contractors, February 27, 2024.

たりした。スミス氏とフィーゼル氏は 2023 年 4 月までの間、本件共謀に参加し、スミス氏の会社は共謀の一環として総額 4200 万ドル（約 63 億円）以上が支払われた契約数口を対象として談合に参加し、フィーゼル氏の会社は総額 5000 万ドル（約 75 億ドル）以上が支払われた契約数口を対象に談合に加わった。ハインリッヒ氏は早くとも 2021 年 7 月に至るまでの間、本件共謀に関与し、彼の会社は総額 700 万ドル（約 10 億 5000 万円）以上が支払われた契約数口を対象として談合に参加した。サリバン氏は早くとも 2019 年 4 月に至るまでの間、共謀に関与していた。

司法省反トラスト局のジョナサン・カンター局長は以下のとおり述べた。

「オクラホマ州及び米国の他の地域で、アメリカ人は通勤したり、学校に通ったり、買い物をしたり、また家族を訪問したりする際に交通インフラに頼っている。公的資金が拠出されるインフラ案件の契約を付与するに当たり、公正かつ開かれて競争の保護はかつてないほど重要である。インフラ契約の獲得のために犯罪的策略に加担した人々を司法省とその調達共謀対策チームのパートナーらが捜査し、起訴することに尽力しており、本件有罪答弁はこれを示すものである。」

オクラホマ州西部地区のロバート・J・トレステル連邦検事は以下の声明を出した。

「納税者を保護し、また公的資金が拠出された事業案件に付与される契約を消費者が信頼できるようにするには、公正かつ開かれた市場競争の確保が不可欠である。入札談合や価格カルテルの共謀に関与した企業の幹部らは、責任を負わせられるようになるだろう。この事件に携わった捜査官や検察官の綿密な仕事に称賛の意を表したい。」

運輸省監察総監室の南部地域事務所のジョセフ・ハリス主任特別捜査官は、以下のように発言した。

「オクラホマ州又は他の地域で連邦の税金が使われる交通工事案件を巡り価格カルテル又は入札談合に関する行為が行われれば、運輸省監察総監室はそれらを確実に特定し、徹底的に捜査することに全力を注ぐつもりである。私達は法執行機関と検察当局に勤める我々の同僚達と協力し、これらの犯罪者に責任を負わせ、また入札プロセスにおける公平性を回復させるため、自由に使えるありとあらゆる手段を使い続けるつもりである。」

連邦捜査局（以下「FBI」という。）オクラホマシティ現地事務所のエドワード・J・グレイ主任特別捜査官は、以下のとおり述べた。

「今日の発表は入札談合や価格カルテルを排除し、また当該行為に加担した人々にこれらについての責任を負わせることに、FBI が継続的に取り組んでいることを示している。これらの犯罪が行われると、競争的な市場に弊害がもたらされながら、アメリカの労働者と消費者が騙し取られてしまうであろう。FBI は司法省及び他の法執行パートナー達と共に、この重要な取組の継続に全力を傾注している。」

被告ら各自はシャーマン法第 1 条に違反したことを認める有罪答弁を行った。彼ら各自には最高で禁固 10 年と罰金 100 万ドル（約 1 億 5000 万円）が科せられる。罰金は、犯罪による利得

の2倍の金額、又は犯罪によって被害者らが被った損失の2倍の金額の何れかが法定上限を上回る場合、その何れかの金額まで引き上げることができる。実際の量刑は米国の量刑ガイドラインその他の法定要因が考慮させた後、決定されるようになる。

運輸省監察総監室とFBI オクラホマシティ現地事務所がこの事件を捜査した。

反トラスト局ワシントン刑事執行第II課のベサニー・リップマン検事とマシュー・グリジエ検事、マーク・ヘドリック検事の各自それぞれ、並びにオクラホマ州西部地区のウィリアム・ファリアー連邦検事補がこの事件を訴追している。

2 企業結合事件

(1) 連邦取引委員会、スーパーマーケット大手クローガーによる同業アルバートソンの買収の阻止を求めて審判手続を開付(2024年2月26日)²

連邦取引委員会は本日(2024年2月26日)、米国市場最大級のスーパーマーケット合併・買収案が反競争的であるとして、その実行阻止を求めて審判手続を開始した。この企業結合計画はKroger Company(以下「クローガー」という。)によるAlbertsons Companies, Inc.(以下「アルバートソンズ」という。)への約246億ドル(約3兆6900億円)での買収提案である。

本件審判開始決定書でFTCは、この買収が実行されれば、クローガーとアルバートソンズ間の激しい競争が消滅するようになり、結果として、何百万もの米国人が購入している食料品その他の生活必需品の価格が高騰する蓋然性があると主張した。FTCによると、この競争の消滅は食品やサービスの質の低下と共に、消費者が何処で食料品を買うかに関する選択肢の縮小にも繋がるようになるだろう。何千人もの食料品店従業員らにとっては、クローガーによるアルバートソンズへの買収案が労働者の獲得をめぐる激しい競争を即座に消滅させるものである。この買収により、当該従業員らはより高い賃金を獲得し、より良い福利厚生を受け、また改善された労働条件を引き出せる能力の低下に直面するようになるだろう。

FTC競争局のヘンリー・リュー局長は以下のとおり述べた。

「スーパーマーケット業界でのこの巨大な買収は、過去数年間で食料品価格が着実に上昇しているのをアメリカの消費者が目当たりしていた中で、提案された。クローガーによるアルバートソンズの買収案は日用の食料品価格の更なる値上げに繋がるものであり、買収の実行により、全国の消費者は今日直面している経済的負担の更なる悪化に直面するようになるだろう。食料品店の不可欠な労働者らもこの取引の下では苦しむようになり、賃金の減少や福利厚生質の低下、労働条件の悪化に直面するおそれがある。」

FTCは本件審判開始決定書を送付すると共に、審判手続が完了するまでの間、買収の実行を阻止するために連邦裁判所にFTC職員が訴訟を起こすのを許可した。9人(8州・コロンビア特

² Press Release, Federal Trade Commission, FTC Challenges Kroger's Acquisition of Albertsons, February 26, 2024.

別区)の司法長官達からなる超党派グループが、連邦裁判所へのFTCの提訴に参加する予定である。

クローガーは36州の至るところで合計数千店舗を展開しており、中には地方でチェーン展開している旗艦店、とりわけフレッド・マイヤー(Fred Meyer)やフライズ(Fry's)、ハリス・ティーター(Harris Teeter)、キング・スーパーズ(King Soopers)、クローガー(Kroger)、クオリティ・フード・センターズ(Quality Food Centers)等がある。アルバートソンズもまた、35州のあちこちで数千店舗を地域ブランドの下で運営しており、ブランドにはアルバートソンズ(Albertsons)やハーゲン(Haggen)、ジュエル・オスコ(Jewel-Osco)、パビリオンズ(Pavilions)、セーフウェイ(Safeway)、ヴォンズ(Vons)等がある。買収が実行されれば、クローガーとアルバートソンズは48州の至るところで5000以上の店舗と約4000の小売薬局を運営し、約70万人の従業員を雇用するようになるだろう。

クローガーとアルバートソンズの幹部らは両スーパーマーケットが互いの直接的な競争相手であることを認めた。その結果として、両スーパーマーケットは全米の至るところで、価格を下げることによって顧客を獲得し、より高い給与を支払いまたより良い福利厚生を提供することによって従業員を獲得するよう掻き立てられている。同様に、両スーパーマーケットチェーンの幹部らはクローガーによるアルバートソンズの買収が反競争的なものであると認めており、ある幹部は今回の買収提案について、「買収によって食料品店の独占が生み出されるようになる」と率直に反応した。

不十分な売却提案

本件買収に対する反トラスト法上の承認を得るため、クローガーとアルバートソンズは数百店舗その他の資産をC&Sホールセール・グロースァーズ(以下「C&S」という。)に売却することを提案した。C&Sは現在スーパーマーケット23店舗と小売薬局1店舗のみを運営している。FTCの審判開始決定書によれば、クローガーとアルバートソンズの売却提案は不十分なものであり、同提案ではクローガーの反トラスト弁護士が寄せ集めて繋ぎ合わせたに過ぎない、無関係な店舗やバナー、ブランドその他の資産しか売却されないことになっている。そして、買収の実行によりクローガーとアルバートソンズ間で失われることとなるだろう競争が、埋め合わせられるとは到底言えない。

FTCによると、売却対象資産では独立した事業が営めない。C&Sはクローガーとアルバートソンズとの統合後の企業に対して効果的なライバルになれないどころか、クローガーとアルバートソンズの様々な部門を繋ぎ合わせてそれらを事業として機能させることでさえもできないだろう。この提案では、クローガーとアルバートソンズが今日競合しているが故に、影響を受けるだろう数多くの地域市場や地方市場のそれぞれが完全に無視されている。売却が行われる各市場では、クローガーとアルバートソンズ間で今日存在している激しい競争をC&Sが再現できるようにするための資産、リソースや能力の全てが提案において含まれていない。たと

え C&S が経営者として存続したとしても、クローガーとアルバートソنزの売却案では買収の実行によって生じうる多数の競争上の問題は、依然として解決されていない、と FTC は審判開始決定書で主張している。

消費者への損害

FTC によると、本件買収が実行されれば、食品価格が上昇するおそれがあることに加え、クローガーとアルバートソنز間で品質面において競い合うインセンティブが低下する蓋然性もある。クローガーとアルバートソنزは現在、それらの店舗をより良くするために様々な手段を用いて競争している。手段にはより新鮮な農産物を売り出したり、より高品質な食品を提供したり、より魅力的なプライベートブランド商品を開発したり、より幅広い店内サービスを提供したり、店舗と薬局のより柔軟な営業時間を設定したり、カーブサイド・ピックアップ・サービス（訳者注：オンライン上で事前に注文した商品を店舗の駐車場で受け取れるサービス）を導入したりすることが含まれている。

FTC によると、本件買収案は価格と品質面での直接競争を消滅させるものである。両スーパーマーケットは競い合うように掻き立てられており、そのため価格を引き下げたり、商品やサービスの質を改善したりしている。買収が実現すれば、食料品の価格は上昇し、食品や顧客サービスの質を向上させるという両スーパーマーケットのインセンティブは減少するようになり、結果として、顧客に更なる損害がもたらされるおそれがある。

労働者への損害

クローガーとアルバートソنزは、米国における食料品店労働組合員の最も大規模な雇用主の2社である。両社は労働者の獲得を巡って相互に積極的に競争している。両社それぞれはまた、特に両社が重複している地域市場で、食料品店の労働者を相互に引き抜こうとしている。現在、両スーパーマーケットチェーンの従業員のほとんどは全米食品商業労働組合(United Food and Commercial Workers Union)の組合員である。

現在、当該組合と他の労働組合は、クローガーとアルバートソنزが別個の競合会社であるという事実を利用している。これらの組合は両スーパーマーケットチェーンそれぞれに対して、特に労働協約の内容をめぐる交渉で、組合に属する食料品店労働者らの雇用条件を改善するよう圧力をかけている。

しかし、クローガーとアルバートソنزとの統合後の企業は、労働者達と彼ら・彼女らの組合に対する影響力を増やせるようになり、そして労働者らには不利益がもたらされるおそれがある、と FTC は主張している。FTC によれば、クローガーによるアルバートソنزの買収により、クローガーは食料品店組合に属する労働者の労働条件を標準未満に設定しうる影響力をさらに強化できるようになり、結果として、賃金改善が遅れ、福利厚生が劣化し、労働条件が低下する可能性がある。コロラド州デンバー等の一部の地域では、クローガーとアルバートソ

ンズとの統合後の企業は食料品店労働組合に属する組合員の唯一の雇用主となるだろう。食料品店労働組合の労働者がボイコットやストライキの脅威を利用して労働協約でのより良い条件を交渉しうる能力も、弱まるようになるであろう。

8つの州（アリゾナ州とカリフォルニア州、イリノイ州、メリーランド州、ネバダ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ワイオミング州）及びコロンビア特別区それぞれの司法長官はFTCの連邦訴訟に参加する予定である。

本件審判開始決定書を送付し、また連邦地方裁判所に暫定的禁止命令と仮差止命令の言い渡しを求める権限をFTCの職員に対し与えるかどうかについては、委員会による採決の結果、賛成3票、反対0票をもって議決された。訴訟原因を述べて予備的救済を求めている本件訴状は、各州・コロンビア特別区それぞれの司法長官と共同でオレゴン州連邦地方裁判所に提出される予定である。

（お問い合わせは、佐藤 潤・慶應義塾大学産業研究所共同研究員 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。）

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件と支配的地位の濫用事件の4件を取り上げる。

買収事件の1件目は、デンマークのバイオサイエンス企業同士の買収である。欧州委員会は、Novozymes による Chr. Hansen の買収について、両社の遺伝子組換え技術を利用した酵素であるラクターゼ事業の売却を条件に承認した。

2件目は、大韓航空によるアジアナ航空の買収事件である。欧州委員会はアジアナ航空の貨物事業を売却と、競合する航空会社 T'way に対し、重複する4路線に就航するのに必要な資産を提供することを条件に、本件買収を承認した。

支配的地位の濫用事件の1件目は、スペイン国鉄 Renfe が自社の旅客鉄道輸送サービスのオンライン販売を巡り、競合発券プラットフォームに対し、自社のコンテンツとリアルタイムデータを提供しないことが支配的地位の濫用に当たるおそれがあるとされた。Renfe は、自社のコンテンツとリアルタイムデータを競合発券プラットフォームに提供することを柱とする確約を申し出たところ、欧州委員会は同社の EU 競争法違反を認定することなく、本確約は法的拘束力を有するものとする決定を採択した。

2件目は、Apple が同社の App Store を通じた音楽ストリーミングアプリの配信市場において、アプリ開発者がアプリ外で利用可能な代替性ある安価な音楽サブスクリプションサービスを iPhone と iPad のユーザーに通知することを妨害していたことについて、欧州委員会は支配的地位の濫用と認定し、同社に18億ユーロ(約2880億円、1ユーロ=160円換算)を超える制裁金を賦課した。

1 買収事件

(1) 欧州委員会、Novozymes と Chr. Hansen の合併を条件付承認(2023年11月12日)³

欧州委員会は EU 合併規則の下、Novozymes A/S(Novozymes) と Christian Hansen A/S(Chr. Hansen)の合併提案を承認した。本件承認は、両当事会社が提示した問題解消措置の全面的な遵守を条件とする。

Novozymes はデンマークを本拠とし、Novo Holdings A/S により単独支配されている、世界的なバイオサイエンスの上場企業であり、工業用酵素を開発、製造し、農業、動物用健康食品、飲料など多くの業界に供給している。Chr. Hansen もデンマークを本拠とする世界的なバイオサイエンスの上場企業であり、食品、栄養、製薬、農業業界向けの天然原料ソリューションを開発している。

³ Press Release, European commission, Commission clears Novozymes and Chr. Hansen merger, subject to conditions, 12 December 2023.

欧州委員会の調査

欧州委員会による調査の結果、当初届出のあった合併により、遺伝子組換技術を利用した酵素であるラクターゼの製造市場における競争が減少するおそれがあることが明らかになった。欧州委員会は、Chr. Hansen が本製品の製造を開始する計画を有しており、短期間で有効な競争者に成長する可能性が非常に高いことを認定した。また欧州委員会は、本件合併後は合併により誕生する事業者に必要な競争圧力を与える潜在的競争者が存在しなくなることも認定した。

提案された問題解消措置

欧州委員会の競争上の懸念を解消するため、両社は以下の事業の売却を申し出た。

- ・ Chr. Hansen によるラクターゼ製造市場への参入計画
- ・ Chr. Hansen によるラクターゼ販売事業
- ・ Novozymes のラクターゼ製造設備

上記措置は、欧州委員会が認定した競争上の懸念を完全に解消するものであり、売却事業について、有効な競争力を備えたラクターゼ生産者として永続的に成長するのに必要な生産資産と研究開発能力を備えたものにする。

欧州委員会は、本件措置に対する市場テストにおいて寄せられた肯定的なフィードバックを踏まえ、本件措置により修正された本件取引は競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。

また欧州委員会は、本件取引が産業用バイオテクノロジー分野のイノベーションに負の影響を与える可能性について詳細な調査を実施した。欧州委員会は、包括的な見直しと広範なベンチマーク(訳注：競争者の製品の徹底調査)の実施を経て、合併により誕生する事業者の競争者は研究開発に投資する同等の能力を有しており、両当事者は競争者のアクセスを認めない研究開発能力を有していないことを認定した。

本決定は、上記問題解消措置の全面的な実施を条件とし、欧州委員会の監督の下、独立管財人が実施状況を監視する。

なお、本件取引は 2023 年 10 月 20 日に欧州委員会に届出られたものである。

(2) 欧州委員会、大韓航空によるアジアナ航空の買収を条件付承認(2024 年 2 月 13 日)⁴

欧州委員会は、EU 合併規則の下、大韓航空によるアジアナ航空の買収提案を承認した。本件承認は、大韓航空が申し出た問題解消措置の完全な遵守を条件とする。

本日の決定は、買収提案に対する詳細審査を経たものである。大韓航空は、国際航空旅客、

⁴ Press Release, European commission, Commission approves the acquisition of Asiana by Korean Air, subject to conditions, 13 February 2024.

貨物サービスを提供する韓国最大の航空会社である。韓国第 2 位の航空会社であるアジアナ航空も同様のサービスを提供している。両航空会社は、EEA(欧州経済領域)において大きな存在感を有している。

欧州委員会の調査

欧州委員会は詳細審査において広範な情報を収集し、市場参加者、その他の利害関係者からフィードバックを受け取った。欧州委員会は市場調査の後、当初届出のあった本件取引は、次の市場における競争を制限するおそれがあることを懸念した。

- ・ ヨーロッパと韓国間の航空貨物輸送サービス
- ・ ソウルとヨーロッパの特定の目的地(バルセロナ、パリ、フランクフルト、ローマ)間の航路の旅客航空輸送サービス

欧州委員会は、大韓航空とアジアナ航空が EEA と韓国間の貨物と乗客の輸送において全面的に競合していることを認定した。両社は統合されると上記航路における圧倒的な大手航空会社となり、顧客にとって重要な代替手段が排除されることになる。他の競争者は、サービスを拡大する上で、規制その他の障壁に直面しており、合併により誕生する会社に十分な競争圧力を及ぼす可能性は低い。これにより旅客や貨物の顧客に対する価格上昇や品質低下がもたらされる可能性がある。

提案された問題解消措置

大韓航空は欧州委員会の競争上の懸念に対処するために、以下の問題解消措置を提案した。

・ 貨物に関する措置

大韓航空は、アジアナ航空の世界における貨物事業を売却する。売却対象には、貨物機、発着枠、運航権、運航乗務員、その他従業員、顧客との貨物契約などが含まれる。大韓航空は、欧州委員会が貨物事業の売却先として適切な買手を承認した後に、アジアナ航空の買収を実行できる。買手には、売却事業を持続可能な方法で運営し、合併により誕生する会社と有効に競争する能力と意思を有していることが求められる。

・ 旅客に関する措置

大韓航空は、競合する航空会社 T'way に対し、重複する 4 路線に就航するのに必要な資産を提供する。提供資産には、スロット、運航権、必要となる航空機へのアクセスが含まれる。T'way は韓国の航空会社であり、ハブの拠点であるソウルから東アジアやその他地域への路線ネットワークを運営している。大韓航空は、T'way が重複 4 路線で運航を開始するまで合併を完了しないことを約束した。

上記措置は、欧州委員会が認定した競争上の懸念に完全に対処するものである。欧州委員会は、提案された措置に対する市場テストにおいて顧客と競合他社からフィードバックを収集し、本件措置は韓国と EEA 間の貨物、旅客輸送における有効競争を維持するものと結論付けた。

よって欧州委員会は、本件措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。本決定は、上記措置の完全な遵守を条件とする。

当事会社と製品

大韓航空は韓国に本社を置き、国内線と国際線において旅客と貨物の航空輸送を行うフルサービス航空会社である。同社はソウルの仁川空港を主要なハブとして、ネットワークを運営している。同社はスカイチーム・アライアンスのメンバーである。

アジアナは韓国に本社を置き、旅客、貨物の航空輸送において国内、国際事業を展開するフルサービス航空会社である。同社は、仁川空港を主要なハブ空港としている。同社はスターアライアンスのメンバーである。

なお、本件取引は2023年1月13日に欧州委員会に対して届出が行われた。その後欧州委員会は2023年5月17日、大韓航空に対し予備的な競争上の懸念を表明する異議告知書を発出した。

2 支配的地位の濫用事件

(1) 欧州委員会、Renfe の提案したスペインにおけるオンライン発券部門への競争導入を柱とする確約を受け入れ(2024年1月17日)⁵

欧州委員会はEU競争法の下、Renfeによる確約を法的拘束力あるものとした。本確約は、欧州委員会がRenfeによる自社の旅客鉄道輸送サービスに係るすべてのコンテンツとリアルタイムデータを競合発券プラットフォームへの提供拒否に関して示した予備的な競争上の懸念を解消するものである。

欧州委員会の予備的な競争上の懸念

スペイン国営鉄道会社Renfeは、アプリやウェブサイトを通じて顧客にオンライン発券サービスを提供する事業者と競争している。サードパーティの発券プラットフォームは、顧客のニーズに応じてオファーを調整することでRenfeのオンライン販売経路と有効な競争を行う上では、Renfeの全コンテンツと同社独自のデジタルチャネルに表示されるリアルタイムデータへのアクセスが不可欠である。

欧州委員会2023年4月、Renfeが競合発券プラットフォームに以下の情報提供を拒否することにより、スペインにおける旅客鉄道輸送市場において支配的地位を濫用したおそれがあるとして正式調査を開始した。すなわち、(i)同社のチケット、割引対象と目玉商品に関する全情報、(ii)旅客鉄道輸送サービスに関連するリアルタイムデータ(旅行前、旅行中、旅行後)である。

⁵ Press Release, European commission, Commission fines ethanol producer Lantmännen €47,7 million over ethanol benchmarks cartel, 7 December 2023.

欧州委員会は、Renfe が完全なコンテンツとリアルタイムデータの提供を拒否するにより、競合プラットフォームが Renfe の直売デジタルチャネルと競争できず、消費者に不利益を与えていたおそれがあることを予備的に認定した。このような行為は、EU 運営条約 102 条に違反する可能性がある。

確約

Renfe は、欧州委員会の予備的な競争上の懸念に対処するため、確約を申し出た。欧州委員会は 2023 年 6 月 26 日から 8 月 8 日にかけて、確約が競争上の懸念を解消につながるかについて確認する市場調査を実施し、すべての関係する第三者と協議を行った。Renfe は市場テストの結果を考慮し、当初提案した確約を修正し、以下の提案を行った。

- ・ Renfe のコンテンツとリアルタイムデータにアクセスする経路を問わず、サードパーティの発券プラットフォームが、現在と将来のすべてのコンテンツとリアルタイムデータを独自のオンラインチャネルで表示できるようにする。Renfe の確約対象は、独自のオンラインチャネルを通じてすでに提供されているコンテンツやリアルタイムデータに限定されるものではない。
- ・一部の限定的な例外を除き、遅くとも 2024 年 2 月 29 日までに現在のすべてのコンテンツとリアルタイムデータを利用可能にする。例外は、Renfe がアクセス許可のために、入札を行うものに限られる。
- ・サードパーティの発券プラットフォームに対し、空席リクエスト数に応じて月平均の Look-to-Book Ratio (L2B)として最大 600、200 又は 140 のいずれかを要求すること。L2B は、Renfe のチケット販売システムに対するチケット販売の空席リクエスト(ルック)数と、一定期間内の実際の販売数(ブック)の比率である。Renfe は適用される最大 L2B 比率を超え、Renfe の販売システムに悪影響を与えるか、Renfe のチケット販売が直接妨げるおそれがある場合に限り、競合プラットフォームによる販売システムへのアクセスの一時停止が認められる。この仕組みにより、Renfe はサードパーティの発券プラットフォームの競争力を維持しつつ、シームレスに運営できることが実質的に保証される。また、適用される最大 L2B が守られない場合は、サードパーティと Renfe 自身のプラットフォームの間の同等性を保証する。
- ・ 2024 年時点における最大エラー率(ER)が 4%、及び 2025 年時点における月間最大予約不可率(UR)が 1%を超えないこと。ER は応じられなかった予約リクエスト数と予約リクエスト総数の比率であり、UR は 6:00 から 23:00 までの Renfe の販売システムの利用可能性の比率に関するものである。一連の取組により、サードパーティの発券プラットフォームは、Renfe の高品質な IT サービスを享受できる。

本確約には、Renfe が自己のコンテンツ及びリアルタイムデータへのアクセスや配布を妨害、又は妨害する不公平、不合理、差別的な技術的・商業的手段を用いないことを約する迂回禁止

条項(non-circumvention)が含まれる。

欧州委員会は、最終的な確約の内容はスペインのオンライン旅客鉄道チケット流通市場における Renfe の支配的地位の濫用のおそれに関する予備的な競争上の懸念を解消するものであると結論づけ、本確約を Renfe に対して法的拘束力を持たせることを決定した。

Renfe の確約は、無期限に有効である。実施状況は Renfe が任命した監財人により監視され、監財人は 10 年間にわたり欧州委員会に報告を行う。

背景

欧州委員会は 2023 年 4 月、Renfe の行為に対する正式調査を開始した。本決定は Renfe が提示した確約の遵守を法的に拘束するものであり、遵守しない場合、欧州委員会は EU 競争法違反を認定することなく、同社の世界売上高の最大 10% の制裁金を課す可能性がある。

(2) 欧州委員会、音楽ストリーミングプロバイダーとの濫用的な App Store 規約を理由に Apple に 18 億ユーロ超の制裁金を賦課(2024 年 3 月 4 日)⁶

欧州委員会は、App Store を通じて iPhone と iPad ユーザー(以下「iOS ユーザー」という。)に音楽ストリーミングアプリを配信する市場において支配的地位を濫用したことを理由に、Apple に対し 18 億ユーロ(約 2880 億円、1 ユーロ=160 円換算)を超える制裁金を賦課した。欧州委員会は、Apple がアプリ開発者に対して、アプリ外で利用可能な代替性ある安価な音楽サブスクリプションサービスを iOS ユーザーに通知することを制限する条項(以下「アンチステアリング条項」という。)を適用していることを濫用行為と認定した。本条項は、EU の反トラスト規則の下、違法である。

違反行為

現在、Apple は開発者が EEA(欧州経済領域)全域の iOS ユーザーにアプリを配布できる App Store 唯一のプロバイダーとなっている。Apple は、iOS ユーザーを全面的に管理し、開発者が App Store において EEA 域内の iOS ユーザーに接触する際に遵守が求められる利用規約を設定している。

欧州委員会の調査によると、Apple は音楽ストリーミングアプリの開発者に対し、iOS ユーザーがアプリ外で利用可能な代替性ある安価な音楽サブスクリプションサービスについての通知、及びかかるサービスの利用方法の指示を禁止していることが明らかになった。アプリ開発者は、アンチステアリング条項により次のことが禁止されている。

- ・アプリ内で iOS ユーザーに対し、アプリ外のインターネットで利用可能なサブスクリプシ

⁶ Press Release, European commission, Commission fines ethanol producer Lantmännen €47,7 million over ethanol benchmarks cartel, 7 December 2023.

ョンの価格を通知すること

- ・ Apple のアプリ内購入システムを通じて販売されるサブスクリプションと、他の場所で購入できるアプリ内サブスクリプションとの価格差をアプリ内で iOS ユーザーに通知すること
- ・ iOS ユーザーをアプリ開発者の Web サイトに誘導し代替性あるサブスクリプションを購入できるリンクをアプリに含めること、及び自身で新規獲得したユーザーがアカウントを設定した後、電子メールなどにより別の価格オプションについて通知すること

本日の決定は、Apple のアンチステアリング条項が EU 機能条約 102 条(a)に違反する不当な取引条件に該当すると結論付けた。本条項は、Apple のスマートモバイルデバイス上の App Store に関連した同社の事業上の利益を保護するのに不要、不均衡なものである。また本条項は、自己のデバイスで使用できる音楽ストリーミングサブスクリプションをどこで、どのように購入するかについて十分な情報に基づいた有利な決定を下せなくなることで、iOS ユーザーに不利益を与えるものである。

多くの iOS ユーザーは、約 10 年間続いた Apple の行為により、音楽ストリーミングのサブスクリプションに相当高額な料金を支払わされた可能性がある。というのは、Apple が開発者に課した高額の手数料は、Apple App Store での同様のサービスに対する割高なサブスクリプション価格として消費者に転嫁されていたためである。さらに Apple のアンチステアリング条項は、ユーザーに非金銭的損害をもたらした。すなわち、iOS ユーザーはアプリ外のサブスクリプションに辿り着くために面倒な検索を余儀なくされたか、自身で適切なサービスを見つけられなかったため、アプリ外のサブスクリプションに申し込むことができなかった。

制裁金

制裁金は、欧州委員会の 2006 年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。欧州委員会は制裁金の水準を設定する際、Apple の総売上高と時価総額だけでなく、違反の期間と重大性も考慮した。また欧州委員会は、Apple が行政手続において誤った情報を提出したことも考慮した。

さらに欧州委員会は、Apple に賦課される制裁金全体が十分な抑止力となるべく、18 億ユーロの履行強制金を追加することとした。本件において履行強制金が必要となったのは、違反行為による損害の相当部分が非金銭的損害であり、2006 年制裁金ガイドラインに定められた収益ベースの算定方法により適切に算定できないためである。さらに制裁金は、Apple が現在の違反行為、又は同様の違反行為を反復することの阻止、また同規模で同程度資産を有する他の事業者による同一又は同様の違反行為を阻止するのに十分なものであることを要する。

欧州委員会は、18 億ユーロを超える十制裁金の総額は、Apple の世界的な収益に比例しており、抑止力達成のために必要であると結論づけた。

また欧州委員会は、Apple に対しアンチステアリング条項を削除し、将来における違反行為

の反復、同等の目的や効果を伴う行為の禁止を命じた。

調査の背景

欧州委員会は 2020 年 6 月、App Store を介したアプリ配布をめぐるアプリ開発者向けの Apple の規約に対する正式手続を開始した。欧州委員会は 2021 年 4 月、Apple に異議告知書を送付したところ、Apple は 2021 年 9 月に回答した。欧州委員会は 2023 年 2 月、2021 年の異議告知書について、懸念を明確にする別の告知書に置き換えたところ、Apple は 2023 年 5 月に回答した。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)